

7．法規制

神於山範囲周辺は、自然公園法に基づく「自然公園区域」の指定はされていないが、意賀美神社とその社叢林が大阪府自然環境保全条例に基づく「大阪府自然環境保全地域」に指定されている。

国道 170 号沿いの農耕地の低地や山裾部は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農用地区域」として指定され、これらの区域から神於山山頂を含む神於寺までの広い範囲で「農業振興地域」に指定されており、果樹を主体とした農業が盛んに行われている。

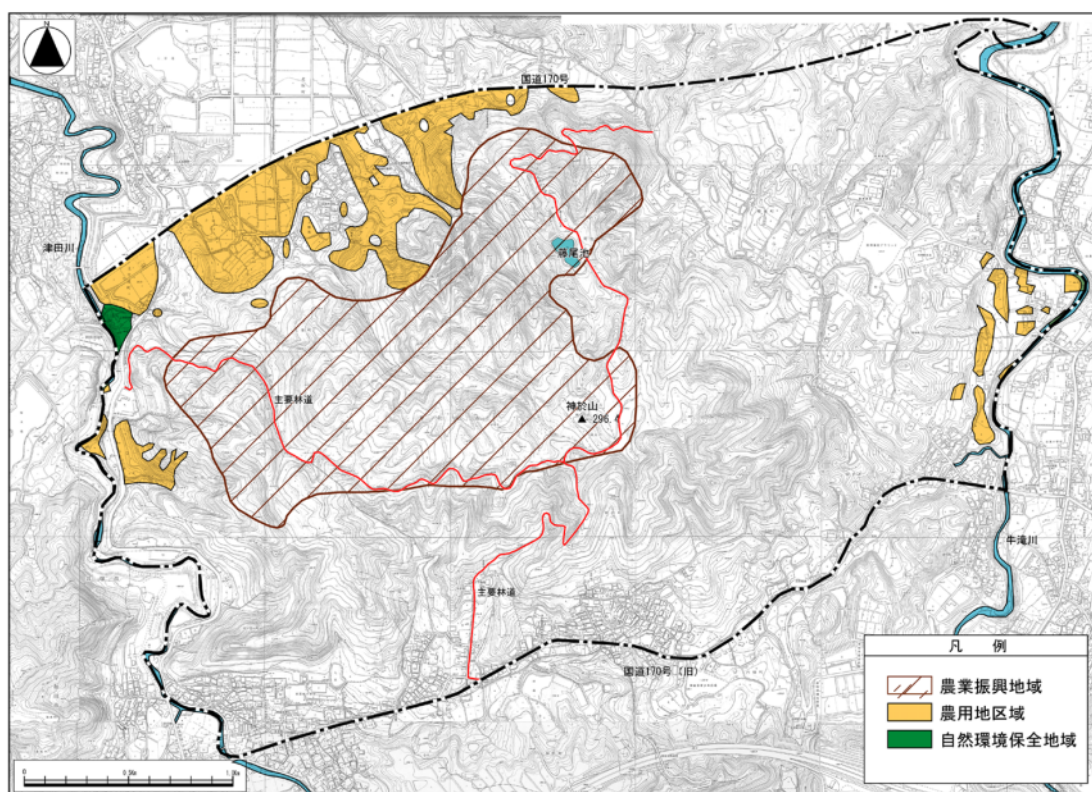


図 1 - 9 法規制図
「神於山（里山）植生調査業務（現況編）」岸和田市 2004 / 03

一方、防災関連の法規制区域としては、意賀美神社の北東部の小規模な範囲が「地すべり危険箇所」に指定され、図1 - 5 傾斜区分図で分かるように、神於山山頂の北西部と南東部の広い範囲におけるやや急な斜面地においては「山腹崩壊危険地区」に、35°以上の急傾斜地が多く含まれる神於山山頂の南西部は「崩壊土砂流出危険地区」に指定されている。

また、神於寺の東側のシイ優占林やアラカシ - クスノキ優占林といった常緑広葉樹林が残存する区域は「風致保安林」として指定されている。

なお、藤尾池から山頂部の区域を中心に平成16年3月「土砂流失防備保安林」及び「保健保安林」に指定されている。

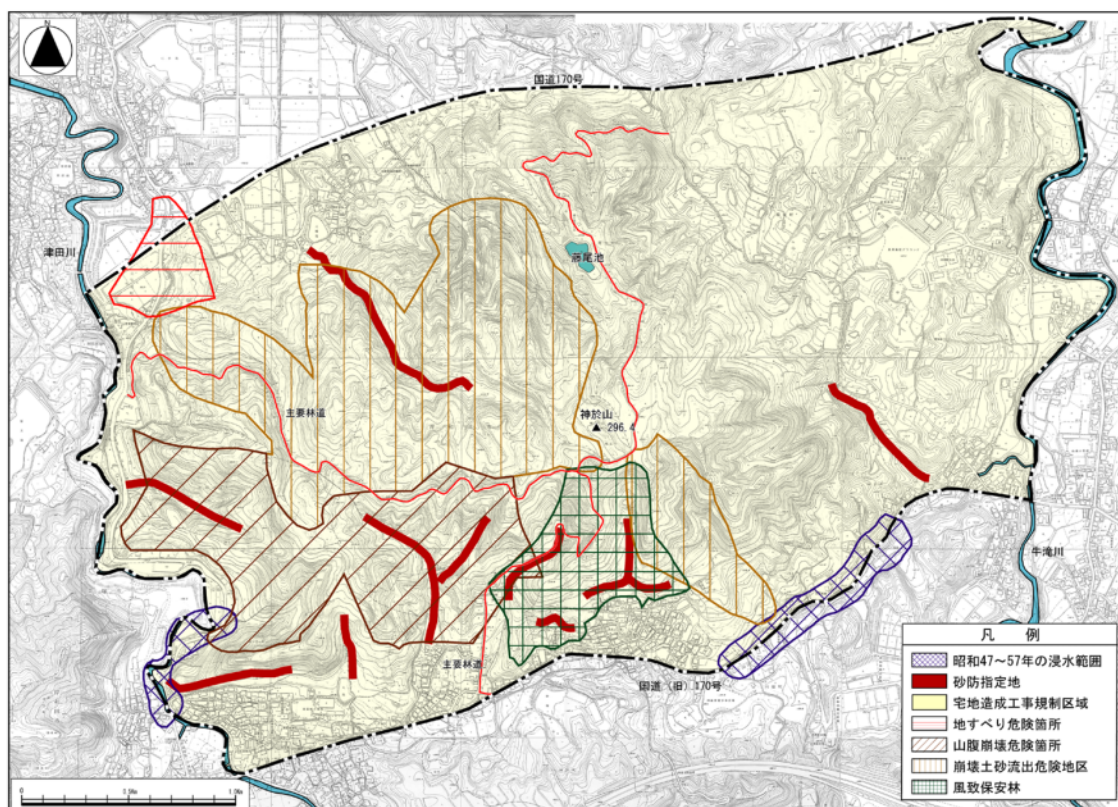


図1 - 10 土砂崩壊危険区域図

「神於山（里山）植生調査業務（現況編）」岸和田市 2004 / 03